

○東御市都市公園条例

平成16年4月1日

条例第147号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 都市公園の設置基準等（第2条—第6条の2）
- 第3章 都市公園の設置及び管理（第7条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 都市公園の設置基準等

（都市公園の設置基準）

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第4条の定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第3条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第5条 法第4条第1項本文の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第6条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の制限)

第6条の2 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第3章 都市公園の設置及び管理

(設置等)

第7条 市民に憩いの場を提供し、市民の福祉の増進を図るため、都市公園を設置する。

- 2 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第8条 東御中央公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 東御中央公園の利用の許可に関する業務

(2) 東御中央公園の管理及び運営に関する業務

(3) 前号に掲げるもののほか、東御中央公園の管理及び運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 指定管理者に前項第1号の業務を行わせる場合における第10条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(行為の制限)

第10条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売若しくは頒布又は生業としての写真若しくは映画の撮影その他の営業行為をすること。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園を使用すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者で、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第11条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第12条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第10条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹林を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外でたき火をし、みだりに火気を使用すること。
- (8) 危険の恐れがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗入れ、又は駐車すること。
- (10) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第13条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第14条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事实施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 都市公園の復旧方法
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理の場所

エ 管理の方法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第15条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第10条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、東御市行政財産使用料条例（平成16年東御市条例第58号）に基づき、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定に基づく許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定に基づく許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定に基づく許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(利用料金等)

第18条 東御中央公園を利用する者は、第10条の許可を受けたときは、別表2に掲げる額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納入

しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 東御中央公園の利用の期間が1年を超える場合は、初年度の利用料金は利用の許可の際、次年度以後の利用料金はその年度の始めに徴収する。

4 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 雑則

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権、抵当権その他の権利を移転又は設定したとき。

(6) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第20条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第10条から第19条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第1項又は第3項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第12条（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第17条第1項又は第2項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第24条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、この法人又は人に対して各本条の過料に処する。

第26条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町都市公園条例（平成14年東部町条例第14号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第186号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月28日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第16号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月15日条例第9号）

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

都市公園の名称及び位置

名称	位置
東御中央公園	東御市鞍掛177番地 2
田中公園	東御市県147番地
不動公園	東御市和1654番地 2
伊豆宮公園	東御市常田142番地 1
城ノ前公園	東御市田中800番地46
田町公園	東御市田中35番地 4
西宮公園	東御市祢津2275番地
なかよし公園	東御市海善寺1069番地 3
原公園	東御市加沢1409番地105
あがた御膳水公園	東御市県192番地10

別表第 2 （第18条関係）

行為		区分	金額
第10条第 1 項第 1 号に定める行為	物品の販売若しくは頒布その他の営業行為をすること	1 平方メートルにつき 1 日	100円
	写真撮影	1 人 1 日につき	100円
	映画撮影	1 人 1 時間につき	100円
第10条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める行為		1 平方メートルにつき 1 日	100円
第10条第 1 項第 4 号に定める行為		東御市行政財産使用料条例の定めるところによる	